

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

平成 31 年 2 月 14 日 答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1800278号  
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1800132号

## 第1 結論

- 1 請求期間①のうち、請求者のA医院における平成17年12月1日から平成18年9月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成17年12月から平成18年8月までの標準報酬月額については、別表1の第1欄に掲げる月ごとに、同表の第5欄に掲げる標準報酬月額とする。

平成17年12月から平成18年8月までの期間の訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成17年12月から平成18年8月までの期間の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(別表1の第2欄に掲げる訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

- 2 請求期間①のうち、請求者のA医院における平成18年5月1日から同年7月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成18年5月及び同年6月の標準報酬月額については、別表1の第6欄に掲げる標準報酬月額とする。

平成18年5月及び同年6月の訂正後の標準報酬月額(別表1の第5欄に掲げる訂正後の標準報酬月額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

- 3 請求期間②のうち、請求者のA医院における平成20年1月7日から同年9月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成20年1月から同年8月までの標準報酬月額については、別表1の第1欄に掲げる月ごとに、同表の第5欄に掲げる標準報酬月額とする。

平成20年1月から同年8月までの期間の訂正後の標準報酬月額については、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成20年1月から同年8月までの期間の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(別表1の第2欄に掲げる訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

- 4 請求期間②のうち、請求者のA医院における平成21年\*月\*日から平成22年\*月\*日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成21年\*月から平成22年\*月までの標準報酬月額については、19万円から22万円とする。

平成21年\*月から平成22年\*月までの期間の訂正後の標準報酬月額については、保険給付

の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

- 5 請求期間②のうち、請求者のA医院における平成20年1月7日から同年3月1日までの期間、平成22年\*月\*日から平成23年9月1日までの期間及び平成25年8月1日から平成27年9月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成20年1月及び同年2月、平成22年\*月から平成23年8月までの期間並びに平成25年8月から平成27年8月までの期間の標準報酬月額については、別表1の第1欄に掲げる月ごとに、同表の第6欄に掲げる標準報酬月額とする。

平成20年1月及び同年2月、平成22年\*月から平成23年8月までの期間並びに平成25年8月から平成27年8月までの期間の訂正後の標準報酬月額（別表1の第2欄に掲げる訂正前の標準報酬月額（平成20年1月及び同年2月については、別表1の第5欄に掲げる訂正後の標準報酬月額を除く。））については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

- 6 請求者のA医院における別表2の第1欄に掲げる請求期間③から⑮までの標準賞与額を、それぞれ同表の第4欄に掲げる標準賞与額に訂正することが必要である。

請求期間③から⑮までの標準賞与額については、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る請求期間③から⑮までの標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

- 7 請求者のA医院における別表2の第1欄に掲げる請求期間⑧及び請求期間⑫から⑮までの標準賞与額を、それぞれ同表の第5欄に掲げる標準賞与額に訂正することが必要である。請求期間⑧及び請求期間⑫から⑮までの訂正後の標準賞与額（別表2の第4欄に掲げる標準賞与額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

- 8 その他の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和50年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成17年12月1日から平成19年4月1日まで

- ② 平成 20 年 1 月 7 日から平成 27 年 11 月 1 日まで
- ③ 平成 18 年 9 月 28 日
- ④ 平成 19 年 2 月 28 日
- ⑤ 平成 20 年 8 月 18 日
- ⑥ 平成 20 年 12 月 24 日
- ⑦ 平成 22 年 12 月 21 日
- ⑧ 平成 23 年 12 月 26 日
- ⑨ 平成 24 年 8 月 8 日
- ⑩ 平成 24 年 12 月 25 日
- ⑪ 平成 25 年 8 月 7 日
- ⑫ 平成 25 年 12 月 25 日
- ⑬ 平成 26 年 8 月 13 日
- ⑭ 平成 26 年 12 月 25 日
- ⑮ 平成 27 年 8 月 10 日

A 医院に勤務した請求期間①及び②の標準報酬月額が実際の給与額と異なっている。また、請求期間③から⑮までの標準賞与額が記録されていない。給与（賞与）支給明細表を提出するので請求期間①から⑮までの記録を訂正してほしい。

### 第 3 判断の理由

- 1 請求期間①のうち平成 17 年 12 月 1 日から平成 18 年 9 月 1 日までの期間及び請求期間②のうち平成 20 年 1 月 7 日から同年 9 月 1 日までの期間について、請求者から提出された A 医院に係る給与支給明細表により、別表 1 の第 4 欄、第 3 欄及び第 2 欄に掲げるとおり、当該期間に係る厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額及び当該期間の標準報酬月額の改定若しくは決定の基礎となる月の報酬額に基づく報酬月額（以下「本来の報酬月額」という。）に見合う標準報酬月額は、いずれもオンライン記録により確認できる当該期間の標準報酬月額を超えていることが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は本来の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の平成 17 年 12 月から平成 18 年 8 月までの期間及び平成 20 年 1 月から同年 8 月までの期間に係る標準報酬月額については、上記給与支給明細表により確認できる厚生年金保険料控除額又は本来の報酬月額から、別表 1 の第 1 欄に掲げる月ごとに、同表の第 5 欄に掲げる標準報酬月額とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の平成 17 年 12 月から平成 18 年 8 月までの期間及び平成 20 年 1 月から同年 8 月までの期間について、請求者の請求どおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料については納付したか否かについては

不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

一方、請求期間①のうち平成18年9月1日から平成19年4月1日までの期間並びに請求期間②のうち平成20年9月1日から平成21年\*月\*日までの期間及び平成22年\*月\*日から平成27年11月1日までの期間のうち、i)平成21年6月1日から同年\*月\*日までの期間について、事業主は保険料を控除したか否か不明と回答しており、請求者も当該期間に係る給与支給明細表を保有していないこと、ii)平成27年10月1日から同年11月1日までの期間については、上記給与支給明細表により厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額又は本来の報酬月額に見合う標準報酬月額が、オンライン記録により確認できる標準報酬月額より低額又は同額であることから、厚生年金特例法による標準報酬月額の訂正は認められない。

- 2 請求期間①のうち平成18年5月1日から同年7月1日までの期間並びに請求期間②のうち平成20年1月7日から同年3月1日までの期間、平成22年\*月\*日から平成23年9月1日までの期間及び平成25年8月1日から平成27年9月1日までの期間については、請求者から提出された給与支給明細表により、別表1の第3欄及び第4欄に掲げるとおり、当該期間に係る本来の報酬月額に見合う標準報酬月額は、当該期間に係る厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額を超えていることが認められる。

したがって、平成18年5月及び同年6月、平成20年1月及び同年2月、平成22年\*月から平成23年8月までの期間並びに平成25年8月から平成27年8月までの期間に係る標準報酬月額については、別表1の第1欄に掲げる月ごとに、同表の第6欄に掲げる標準報酬月額に訂正することが必要である。

なお、平成18年5月及び同年6月、平成20年1月及び同年2月、平成22年\*月から平成23年8月までの期間並びに平成25年8月から平成27年8月までの期間に係る訂正後の標準報酬月額（平成18年5月及び同年6月並びに平成20年1月及び同年2月については、別表1の第5欄に掲げる訂正後の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

- 3 請求期間②のうち、平成21年\*月\*日から平成22年\*月\*日までの期間について、事業主は、平成21年\*月\*日から平成22年\*月\*日までの期間、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく育児休業期間中に係る厚生年金保険料の徴収免除の申出を行っていることが確認できるところ、事業主から当該申出があった場合、同法同条の規定により、育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨定められている。

一方、平成21年\*月\*日から平成22年\*月\*日までの期間に係る本来の報酬月額に見合う

標準報酬月額については、平成 21 年 \* 月 \* 日から平成 22 年 \* 月 \* 日までの期間はオンライン記録により確認できる当該期間の標準報酬月額を超えていることが認められるが、平成 21 年 \* 月 \* 日から同年 \* 月 \* 日までの期間はオンライン記録により確認できる当該期間の標準報酬月額と同額である。

したがって、請求者の平成 21 年 \* 月 \* 日から平成 22 年 \* 月 \* 日までの期間に係る標準報酬月額については、上記給与支給明細表により確認できる本来の報酬月額から、22 万円とすることが必要である。

また、平成 21 年 \* 月 \* 日から同年 \* 月 \* 日までの期間については、標準報酬月額の訂正は認められない。

- 4 請求期間③から⑮までについて、請求者から提出された A 医院に係る給与（賞与）支給明細表（以下「賞与支給明細表」という。）により、別表 2 の第 2 欄及び第 3 欄に掲げるとおり、請求者は、同社から賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていることが確認できる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間③から⑮までに係る標準賞与額については、上記賞与支給明細表により確認できる厚生年金保険料控除額又は賞与額から、別表 2 の第 4 欄に掲げる標準賞与額とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間③から⑮までについて、請求者の賞与に係る届出を社会保険事務所（平成 22 年 1 月以降は年金事務所）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料については納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

- 5 請求期間⑧及び請求期間⑫から⑮までについて、請求者から提出された賞与支給明細表により、別表 2 の第 2 欄及び第 3 欄に掲げるとおり、賞与額に見合う標準賞与額は、厚生年金保険料控除額に見合う標準賞与額を上回っていることが確認できる。

したがって、請求期間⑧及び請求期間⑫から⑮までの標準賞与額を、それぞれ別表 2 の第 5 欄に掲げる標準賞与額に訂正することが必要である。

なお、請求期間⑧及び請求期間⑫から⑮までの訂正後の標準賞与額（別表 2 の第 4 欄に掲げる訂正後の標準賞与額を除く。）については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

別表 1

第 1 欄	第 2 欄	第 3 欄	第 4 欄	第 5 欄	第 6 欄
請求期間に係る月	オンライン記録の標準報酬月額（訂正前）	本来の報酬月額に見合う標準報酬月額	厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額	厚生年金特例法訂正後の標準報酬月額	厚生年金保険法（75条本文）訂正後の標準報酬月額
平成 17 年 12 月	15 万円	18 万円	18 万円	18 万円	
平成 18 年 1 月から同年 4 月まで	15 万円	18 万円	20 万円	18 万円	
平成 18 年 5 月及び同年 6 月	15 万円	22 万円	20 万円	20 万円	22 万円
平成 18 年 7 月及び同年 8 月	15 万円	22 万円	22 万円	22 万円	
平成 20 年 1 月及び同年 2 月	16 万円	22 万円	20 万円	20 万円	22 万円
平成 20 年 3 月から同年 8 月まで	16 万円	22 万円	22 万円	22 万円	
平成 22 年 * 月から同年 8 月まで	19 万円	22 万円	19 万円		22 万円
平成 22 年 9 月から同年 12 月まで	12 万 6,000 円	19 万円	12 万 6,000 円		19 万円
平成 23 年 1 月から同年 8 月まで	12 万 6,000 円	22 万円	12 万 6,000 円		22 万円
平成 25 年 8 月	22 万円	26 万円	22 万円		26 万円
平成 25 年 9 月から平成 27 年 8 月まで	24 万円	26 万円	24 万円		26 万円

別表2

第1欄		第2欄	第3欄	第4欄	第5欄
請求 期間	賞与支給日	賞与額に見合う 標準賞与額	厚生年金保険料 控除額に見合う 標準賞与額	厚生年金特例法 訂正後の標準賞与 額	厚生年金保険法 (75条本文) 訂正 後の標準賞与額
③	平成18年9月28日	16万円	16万円	16万円	
④	平成19年2月28日	16万円	16万円	16万円	
⑤	平成20年8月18日	16万円	16万円	16万円	
⑥	平成20年12月24日	16万円	16万円	16万円	
⑦	平成22年12月21日	27万円	27万円	27万円	
⑧	平成23年12月26日	24万6,000円	20万4,000円	20万4,000円	24万6,000円
⑨	平成24年8月8日	22万円	22万円	22万円	
⑩	平成24年12月25日	29万5,000円	30万円	29万5,000円	
⑪	平成25年8月7日	27万9,000円	28万円	27万9,000円	
⑫	平成25年12月25日	30万4,000円	29万4,000円	29万4,000円	30万4,000円
⑬	平成26年8月13日	30万5,000円	30万円	30万円	30万5,000円
⑭	平成26年12月25日	24万5,000円	24万円	24万円	24万5,000円
⑮	平成27年8月10日	26万5,000円	26万円	26万円	26万5,000円



厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1800267号  
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1800133号

## 第1 結論

請求者のA社B事業所(現在は、A社C事業所)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を平成25年2月1日、喪失年月日を同年3月1日に訂正し、同年2月の標準報酬月額を11万円とすることが必要である。

請求期間のうち、平成25年2月1日から同年3月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成25年2月1日から同年3月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和57年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成25年1月28日から同年3月1日まで

平成25年1月28日から同年2月28日までA社D事業所に勤務したが、厚生年金保険の加入記録がなかった。同事業所の社会保険を適用しているA社C事業所の事業主が平成27年6月に届出を行い、記録が訂正されたが、保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)になっているので、保険給付の対象となる記録に訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

雇用保険の加入記録並びにA社C事業所から提出された請求者に係る出勤簿及び時給制の期間雇用社員賃金台帳(以下「賃金台帳」という。)により、請求者は、請求期間にA社D事業所(厚生年金保険の適用は、A社B事業所)に勤務していたことが確認できる。

また、請求期間のうち平成25年2月1日から同年3月1日までの期間については、賃金台帳、請求者から提出された給与支給明細書及び預金通帳の写しにより、請求者が、当該期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

さらに、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正

及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の標準報酬月額の変定若しくは決定の基礎となる月の報酬額に基づく報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の当該期間に係る標準報酬月額については、賃金台帳で確認できる厚生年金保険料控除額から11万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成25年2月1日から同年3月1日までの期間について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届及び同資格喪失届を年金事務所に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料については納付したか否かについては不明と回答しているが、平成25年2月1日から同年3月1日までの期間において、仮に、事業主から請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届が提出された場合には、その後、同資格喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても年金事務所が当該届について記録していないとは、通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該届は提出されておらず、その結果、年金事務所は、請求者の平成25年2月1日から同年3月1日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、請求期間のうち平成25年1月28日から同年2月1日までの期間については、賃金台帳及び事業主の回答により、請求者の当該期間に係る給与は、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成27年6月24日に支給され、当該給与から厚生年金保険料が控除されており、請求期間当時には、平成25年1月28日から同年2月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが確認できないことから、訂正は認められない。